

令和 2 年 4 月 17 日

県立学校の臨時休校期間の延長

県教育委員会

1 概 要

全県立学校について、指定地域である隣接県等との人の往来の状況を踏まえ、子供たちの感染のリスクを最大限に避けるため臨時休校としていたが、引き続き、人との接触を制限するため、臨時休校期間について、延長することとする。

2 県立学校の臨時休校と臨時休校期間中の教育活動

(現在) 臨時休校期間：4月11日(土)から4月26日(日)まで

(今回) 延長する期間：4月27日(月)から5月10日(日)まで

(1) 県立高等学校

区 分	臨時休校期間中の対応
健 康 管 理	生徒の健康状態を把握するため、必要最低限の登校日を設け登校に当たっては、通勤時間帯を避けた時差通学や、学年別等の分散登校を徹底する。
学習指導支援	学習に著しい遅れが生じることのないよう、生徒に課題を提供し、登校日に家庭学習の状況を把握する。
心 の ケ ア	登校日にスクールカウンセラー等を配置するなど、相談体制を構築して生徒の心身の健康保持に努める。
部 活 動	引き続き、中止する。

(2) 県立特別支援学校

区 分	臨時休校期間中の対応
児童生徒等の居場所の確保	家庭や放課後等デイサービスで過ごすことが困難な場合、通学している特別支援学校において通常の授業に相当する時間帯の受入れをする。なお、感染のリスクが高いため、スクールバスの運行と給食の提供は行わない。
健 康 管 理	電話等により健康状態の把握に努める。
学習指導支援	児童生徒の実態に応じた課題を提供する。
心 の ケ ア	電話等により生活状況を把握し、必要があれば面談の機会を設け、心身の健康保持に努める。